

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	保健福祉部 保険年金課 給付係	
許 認 可 等 名	葬祭費の支給	
根 拠 法 令	徳島市国民健康保険条例	
根 拠 条 項	第7条第1項	
連 絡 先	(電話 621-5159)	
審 査 基 準	基 準	<p>徳島市国民健康保険条例 (葬祭費) 第7条 被保険者が死亡したときは、そのものの葬祭を行う者に対し、葬祭費として2万円を支給する。 2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。</p> <p>徳島市国民健康保険条例施行規則 (葬祭費の申請) 第22条 条例第7条の規定により葬祭費の支給を受けようとするときは、葬祭費支給申請書に死亡診断書又は死体埋火葬許可証の写し及び被保険者証を添えて市長に申請しなければならない。</p>
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間 (設定しないものについてはその理由)	総日数 14日(休日を含む)
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)